

【競争的資金等の使用に関する行動規範】

関西外国語大学
関西外国語大学短期大学部

関西外国語大学及び関西外国語大学短期大学部(以下「本学」という)は、学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学において研究を行う者(以下「研究者」という)および研究者以外の本学にて競争的資金等に携わる者(以下「その他構成員」という)が、遵守すべき行動規範をここに定める。

(研究者の責任)

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術について責任を有し、さらに自らの専門知識技術、経験を活かして、学問・文化の向上と発展、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして、地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

2. 研究者は自由な学術研究が社会からの信頼と負託のうえに成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互間の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

3. 研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、その研究と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すようにたゆまず努力する。

(説明と公開)

4. 研究者は自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

5. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱を徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究費の使用)

6. 研究者は、競争的資金の原資が国民の税金であること、それゆえこれを適切に使用する義務があること、書類による説明責任を負うことを明確に認識し、資金の使用に関するルールを理解し遵守することに努める。資金の使用に関する事実の隠ぺいや虚偽の報告及びこれらを伴う資金の目的外流用や着服は、不正行為であり、断じてこれを行わない。

(研究環境の整備)

7. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティおよび自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む、また、これを達成するために、社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

8. 研究者は、研究の実施、競争的資金等の使用等に関しては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

9. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福祉に配慮する。動物などに対しては真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産を尊重する。

(差別の排除)

11. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法にもとづき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

12. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の相反に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(その他構成員の責務)

13. その他構成員は、「行動規範」の趣旨を十分に理解し、本規範が遵守されるような環境整備に注力すると共に、競争的資金等に係る法令、関係規則を研究者に周知徹底し、不正行為の未然防止に努める。

(附則)

この行動規範は平成22年9月21日から施行する。(平成22年9月9日制定)

平成26年9月1日施行(平成26年9月1日改定)